

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律案の概要

刑事手続において資力の乏しい被害者参加人もその委託を受けて被告人質問等を行う弁護士（被害者参加弁護士）の援助を受けられるようにするため、裁判所が被害者参加弁護士を選定し、国がその報酬及び費用を負担するとともに、日本司法支援センターが被害者参加弁護士の候補を裁判所に通知する業務等を行うこととする。

1 概要

(1) 被害者参加弁護士の選定に関する規定等の整備

- ① 資力^{*1} から犯罪行為を原因として3月以内に支出することとなると認められる費用の額を控除した額が基準額^{*2}に満たない被害者参加人は、裁判所に対し、日本司法支援センターを經由して、被害者参加弁護士の選定を請求することができる。
- ② 日本司法支援センターは、①の請求をした者の意見を聴いた上で、裁判所が選定する被害者参加弁護士（国選被害者参加弁護士）の候補を指名し、裁判所に通知する。
- ③ 裁判所は、①の請求があったときは、当該請求が不適法である場合その他一定の場合を除き、被害者参加弁護士を選定する。
- ④ 国選被害者参加弁護士の報酬及び費用については、国が負担する。

※1 現金、預金等の流動資産の合計額

※2 標準的な3月間の必要生計費を勘案して一般に被害者参加弁護士の報酬及び費用を賄うに足りる額として政令で定める額

(2) 日本司法支援センターの業務に関する規定等の整備

日本司法支援センターは、被害者参加弁護士の候補を指名し裁判所に通知する業務、この通知に基づき被害者参加弁護士に選定された弁護士に国選被害者参加弁護士の事務を取り扱わせる業務等を行うものとする。

2 施行日

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律の施行の日（平成19年6月27日から1年6月以内の政令で定める日）から施行